

2023 年度 募 集 要 項

精神保健福祉学科(通信課程)
＜一般養成課程・短期養成課程＞

国家試験内容に合わせて段階的に新カリキュラムへ移行します

- 2019 年の法改正により、第 27 回精神保健福祉士国家試験(2025 年 2 月実施見込み)から、新カリキュラムの内容で実施されます。
- 本年度入学者に限り、精神保健福祉学科の一般養成課程と短期養成課程では、履修するカリキュラムが異なります。
- 一般養成課程入学者は、新カリキュラムを適用します。
- 短期養成課程入学者は、現行カリキュラムを適用します。
- 本課程を修了することにより、カリキュラムの内容にかかわらず、それ以降の国家試験を受験することができます。

| | | 2023 年 4 月入学 | 2024 年 4 月入学 |
|-----------|----|--------------|--------------|
| 一般養成課程入学者 | | 新カリキュラム | |
| 短期養成課程入学者 | | 現行カリキュラム | 新カリキュラム |
| 国家試験 | 内容 | 現行カリキュラム | 新カリキュラム |
| | 時期 | 2024 年 2 月 | 2025 年 2 月 |



学校法人 RWF グループ

四国中央医療福祉総合学院

精神保健福祉士について

精神保健福祉士とは、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

21世紀はこころの時代と言われています。多様な価値観が錯綜する時代にあって、こころのあり様は私たちがもっとも関心を寄せる問題の一つとなっています。

特に、わが国では、たまたまこころの病を負ったことで、さまざまな障害を抱えた人々に対する社会復帰や社会参加支援の取り組みは、先進諸国の中で制度的に著しく立ち遅れた状況が長年続いていました。近年になり、関係法の改正などにより、ようやく精神障害者も私たちと同じ一市民として地域社会で暮らすための基盤整備が図られることとなりました。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー(PSW:Psychiatric Social Worker)という名称で1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。

さらに、高ストレス社会といわれる現代にあって、広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

精神保健福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。本課程を修了することにより、精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

目次

〔募集概要〕

| | |
|------------------|---|
| ■ 取得資格 | 1 |
| ■ 募集定員・修業年限 | 1 |
| ■ 入学資格 | 1 |
| ■ 入学金等納入金 | 2 |
| ■ 出願受付期間・入学手続き期限 | 2 |
| ■ 選考方法・選考結果通知 | 2 |
| ■ 出願方法・出願書類 | 2 |
| ■ 入学手続きから学習開始まで | 5 |
| ■ 学院出身者優遇制度 | 6 |
| ■ 家族優遇制度 | 6 |
| ■ 教育訓練給付制度 | 6 |
| ■ 貸付制度 | 6 |

〔出願書類様式〕

| | |
|----------------------|----|
| ■ 入学願書記入例 | 17 |
| ■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例 | 18 |
| ■ 入学願書 | 19 |
| ■ 小論文用紙 | 20 |
| ■ 実務経験申告書 | 21 |
| ■ 実務経験証明書(個票) | 22 |
| ■ 基礎科目履修証明書 | 23 |
| ■ 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書 | 24 |
| ■ 入学検定料振込証明書貼付台紙 | 25 |
| ■ 写真票 | 25 |
| ■ 入学願書受付通知・入学手続き完了通知 | 25 |
| ■ 振込依頼書 | 26 |

〔学習内容〕

| | |
|---------------------|-----|
| ■ 学習概要 | 7 |
| ■ 学習計画 <一般養成課程> | 8 |
| <短期養成課程> | 9 |
| ■ 基礎科目について | 10 |
| ■ 相談援助業務の実務経験とは | 11 |
| <実務経験の対象となる指定施設の範囲> | 12 |
| ■ スクーリング会場案内図等 | 裏表紙 |

OPEN CAMPUS

個別相談会実施中

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0896-24-1000 (平日 9:00~18:00)

MAIL info@rwf.ac.jp
⇒メール作成画面へ



〔募集概要〕

■ 取得資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

■ 募集定員・修業年限

| 課 程 | 募集定員 | 修業年限 | 学習期間 |
|----------------------------|------|-------|---------------------|
| 精神保健福祉学科(通信課程) ＜一般養成課程＞ | 50名 | 1年8ヶ月 | 2023年4月～2024年11月30日 |
| 精神保健福祉学科(通信課程) ＜短期養成課程＞ | 50名 | 9ヶ月 | 2023年4月～2023年12月31日 |

■ 入学資格

四国4県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

＜一般養成課程＞

4年制大学等卒業

- 国内の4年制大学・4年制専門学校を卒業または2023年3月に卒業見込みの方
- 国内の大学院を修了または2023年3月に修了見込みの方

3年制短期大学等卒業 + 実務経験1年

- 国内の3年制短期大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業された方は、指定施設において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が必要です。

2年制短期大学等卒業 + 実務経験2年

- 国内の2年制短期大学・2年制専門学校を卒業された方は、指定施設において2年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が必要です。

実務経験4年

- 指定施設において4年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方

＜短期養成課程＞

社会福祉士

- 社会福祉士である方または2023年3月に社会福祉士登録見込みの方

4年制福祉系大学等卒業

- 4年制福祉系大学・4年制福祉系専門学校において指定科目または基礎科目(P10)を修めて卒業または2023年3月に卒業見込みの方

3年制福祉系短大等卒業 + 実務経験1年

- 3年制福祉系短期大学・3年制福祉系専門学校(夜間・通信を除く)において指定科目または基礎科目(P10)を修めて卒業された方は、指定施設において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が必要です。

2年制福祉系短大等卒業 + 実務経験2年

- 2年制福祉系短期大学・2年制福祉系専門学校において指定科目または基礎科目(P10)を修めて卒業された方は、指定施設において2年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が必要です。

※ 実務経験の対象となる指定施設については、P12～16に該当すること

※ 実務経験の必要年数はいずれも2023年3月31日時点において満たしている(満たす見込みである)こと。

※ 指定施設において1年以上の精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がある方は、「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習」および「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習指導」の履修が免除されます(P7)。

■ 入学金等納入金

| 課 程 | 入学検定料 | 学 費 ※2 | | |
|----------|----------|----------|-----------|----------|
| | | 入 学 金 ※1 | 通信・面接授業料 | 実 習 費 ※3 |
| <一般養成課程> | 10,000 円 | 20,000 円 | 300,000 円 | 95,000 円 |
| <短期養成課程> | | | 210,000 円 | |

※1 [学院出身者優遇制度・家族優遇制度]
出願者が本学院の卒業生または修了生、
出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業
生または修了生もしくは在生の場合、
入学金を免除します(P6)。

[上記以外の費用]

※2 学費にテキスト代は含まれません。指定テキストの購入
は各自で行います(P5)。

※3 実習費は実習が必要な方のみにかかる費用です。また、
実習費に加えて学生保険費用が別途かかります(P5)。

■ 出願受付期間・入学手続き期限

| 募集区分 | 受付期間 | 選考結果通知発送日 | 入学手続き期限 |
|------|---------------------------------|-------------------------|---------------|
| 1次募集 | 2022年9月1日(木) ～2022年10月31日(月) | 各募集区分受付期間 最終日より10日以内 | 2022年12月2日(金) |
| 2次募集 | ～2022年12月12日(月) | | 2023年1月13日(金) |
| 3次募集 | ～2023年1月23日(月) | | 2023年2月24日(金) |
| 4次募集 | ～2023年2月27日(月) | | 2023年3月24日(金) |
| 5次募集 | ～2023年3月20日(月)必着 | | 2023年3月30日(木) |

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

■ 選考方法・選考結果通知

1. 選考方法

小論文および出願書類により選考します。

※選考結果に関わらず出願書類および検定料の返還はいたしかねます。

2. 選考結果通知

可否結果は、各募集区分受付期間最終日より10日以内に送付します。

合格者には、「入学手続き等のご案内」を同封します。また、実習免除や履修免除科目については、合格通知に併せて記載します。

■ 出願方法・出願書類

1. 出願方法

以下(1)～(6)の書類をそろえて、下記まで簡易書留にて送付または直接お持ちください。各書類については、2.「出願書類について」(P3～5)をよくお読みください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院 通信課程 事務局

※市販の封筒で出願される場合は、「精神保健福祉学科(一般・短期)出願書類在中」と記入ください。

窓口受付 平日:8時30分～17時30分 土曜日:9時～17時 ※日曜祝日年末年始 閉門

(1) 入学願書

(2) 小論文用紙

(3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込)

(4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙／B. 写真票 他

(5) 選考結果通知用封筒(長形3号)

(6) 入学資格において必要な書類

| 入学資格 必要書類 | <一般養成課程> | | | <短期養成課程> | | |
|--------------------------|--------------|----------------|------------|----------|-----------------|-------------------|
| | 4年制大学等 卒業 | 短大等卒業 +実務経験 | 実務経験 4年 | 社会福祉士 | 4年制福祉系 大学等卒業 | 福祉系短大等 卒業+実務経験 |
| ① 卒業(見込)証明書 | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ |
| ② 実務経験(見込)申告書 | △ | ○ | ○ | △ | △ | ○ |
| ③ 実務経験(見込)証明書 | △ | ○ | ○ | △ | △ | ○ |
| ④ 基礎科目履修証明書 | — | — | — | — | ○ | ○ |
| ⑤ 社会福祉士「相談援助 実習」履修証明書 | △ | △ | — | △ | △ | — |
| ⑥ 社会福祉士登録証の コピー | — | — | — | ○ | — | — |
| ⑦ 成績証明書および シラバス | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| ⑧ 旧氏名が確認できる 戸籍抄本等の証 | △ | △ | △ | △ | △ | △ |

※ ○の書類は必ず提出ください。

※ △の書類は「2. 出願書類について(6)①～⑧」を確認のうえ、該当する方は提出ください。

2. 出願書類について

(1) 入学願書 (P19)

入学資格および学習内容(P7～9)をよく確認のうえ出願ください。

(2) 小論文用紙 (P20)

課題「志望する動機と精神保健福祉士としての将来の課題を800字から1,000字以内で述べよ。」

[手書きの場合] 所定の用紙に横書きで、黒の消えないペンを使用し作成

[パソコンの場合] 下記の下記の原稿用紙設定で作成

| | | |
|------|----------------|-----------|
| 罫線 | スタイル | マス目付き原稿用紙 |
| | 文字数×行数 | 20×20 |
| ページ | 用紙サイズ | A4 |
| | 印刷の向き | 縦 |
| | 文字列の方向 | 横書き |
| ヘッダー | 受験学科・氏名・生年月日記入 | |

(3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込) (P26)

氏名の前に出願される課程のコード番号を入力のうえ最寄りの金融機関からお振込みください。

コード番号 <一般養成課程>…「6」

<短期養成課程>…「7」

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

※ ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

(4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙 (P25)

振込証明書は、ご利用明細票等のコピーでも差し支えありません。

B. 写真票

学生証作成のため証明写真[運転免許証サイズ(縦 3cm×横 2.4cm)]を1枚貼付してください。

C. 入学願書受付通知

入学願書の受付通知を希望される方は、あて名を記入のうえ 63 円切手を貼付してください。

D. 入学手続き完了通知

入学手続きの完了通知を希望される方は、あて名を記入のうえ 63 円切手を貼付してください。

(5) 選考結果通知用封筒(長形 3 号封筒)

あて名を記入のうえ、354 円分の切手を貼付してください。

(6) 入学資格において必要な書類

① 卒業証明書

- 「卒業証書」とは異なります。発行から 1 年以内の「卒業証明書」を提出ください。
- 現在の氏名が卒業証明書と異なる場合、戸籍抄本等の証を併せて提出ください。
- 「卒業見込証明書」で出願される方は、卒業した時点で改めて「卒業証明書」を提出ください。
- 入学資格が「実務経験 4 年」・「社会福祉士」の方は、提出する必要はありません。

② 実務経験申告書 ・ ③ 実務経験証明書 (P21、22)

- 指定施設において精神障害者に対する相談援助業務の実務経験が 1 年以上ある方(見込み含む)は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習」および「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習指導」を免除します。
- 証明が必要な従業期間(必要年数 1～4 年)は、入学資格によって異なります。
- 従業期間は、実務経験の対象となる施設(事業)種類・職種(P12～16)に該当する期間のみ記入ください。
- 実務経験見込で出願の方は、両様式をコピーのうえ「見込み」で出願し、必要な期間を満たした時点で改めて提出ください。
- 「実務経験申告書」(申告者本人が記入)
1 枚に複数の施設(事業)種類・職種を記入いただけます。同法人内での異動の場合は欄を分けて記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」(証明する施設等が記入)
1 施設(事業)種類・1 職種ごとの証明が必要です。複数の施設種類・職種の証明を受ける場合は、様式をコピーして使用ください。

④ 基礎科目履修証明書 (P23)

短期養成課程の入学資格のうち、社会福祉士(登録見込み含む)以外の方は提出が必要です(P10)。

⑤ 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書 (P24)

実習が必要な方で、社会福祉士養成課程(学校)において「相談援助(ソーシャルワーク)実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、規定する実習時間のうち障害福祉サービス事業所等における実習(120 時間)の 60 時間を免除します。医療機関における実習(90 時間)は規定時間数のとおり行います。

⑥ 社会福祉士登録証のコピー

- 現在の氏名が社会福祉士登録証と異なる場合は、戸籍抄本等の証を併せて提出ください。
- 「社会福祉士登録見込み」で出願される方は、入学資格の登録証が届き次第そのコピーを提出ください。

⑦ 成績証明書およびシラバス

- 他の学校において修得した科目について、カリキュラム(P8～9)の教育内容相当と認められる場合は、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で読替による履修(履修免除)とすることができます。
- 既修得科目読替を希望する場合、以下2つの書類を提出ください。

I. 成績証明書(単位修得証明書等)

科目を修得した学校の長等の公印のある最終成績が記載された証明書

II. シラバス(講義概要)

読替希望科目が記載される修得該当年度のシラバス(コピー可)

※ 科目シラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙も提出ください。

※ インターネット上で公開されているシラバスの場合も同様に、読替希望科目のページおよび表紙を印刷して提出ください。

- 認められた履修免除科目は、合格通知に記載します。

⑧ 旧氏名が確認できる戸籍抄本等の証

提出の各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)や旧氏名が記載された住民票など、同一人物であることを確認できる公的な書類を提出ください。

■ 入学手続きから学習開始まで

1. 入学手続き

- 合格者には、可否通知と併せて「入学手続き等のご案内」および指定テキスト一覧と購入方法についてお知らせします。

※ 入学金および通信・面接授業料は期限(P2)までに納入し、入学手続きを行ってください。

※ 指定テキストは、各自で購入ください。

| 課 程 | 指定テキスト | 参考価格 |
|----------|-----------------------------------------------|----------|
| <一般養成課程> | 『最新 精神保健福祉士養成講座』 (共通科目13巻+精神専門科目8巻・中央法規出版) | 約60,000円 |
| <短期養成課程> | 『精神保健福祉養成セミナー』 (精神専門科目全8巻・へるす出版) | 約25,000円 |

- 出願後入学を辞退される場合は、必ずご連絡ください。入学手続き完了後でも2023年3月31日までに申し出れば、入学金以外の納入金については返還します(2023年4月1日以降は対応いたしかねます)。

- 実習が必要な方には、実習費および実習にかかる保険料の納入について別途お知らせします。入学時に納入する必要はありません。

| 課 程 | 実 習 費 | 実習にかかる保険料 | 納入期限目安 |
|----------|---------|-----------|------------|
| <一般養成課程> | 95,000円 | 約3,000円 | 2022年12月中旬 |
| <短期養成課程> | | 約2,000円 | 2022年8月中旬 |

2. 学習開始

- 4月初旬に「学習の手引き」等通信学習教材を送付します(「入学手続き等のご案内」に記載)。
- テキストをもとに自宅学習を行い、学習計画に沿って5月よりレポート提出を開始します(P8～9)。

■ 学院出身者優遇制度

出願者が本学院の卒業生または修了生の場合、入学金を免除します。

■ 家族優遇制度

出願者の父母兄弟姉妹が本学院の卒業生または修了生もしくは在學生の場合、入学金を免除します。また、出願者が父母兄弟姉妹で2人同時に入学する場合、1人分の入学金を免除します。

該当者には、入学手続きの際に戸籍謄本等の家族関係が証明できる書類を提出いただきます。

■ 教育訓練給付制度

1. 教育訓練給付制度について

- 働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、雇用保険に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。
- ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

2. 本学院指定講座・申請手続きおよび給付について

<一般養成課程>

- ・ 「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。

| | | |
|------|--------|-------------------|
| 指定番号 | 実習免除なし | 3820054-1910032-7 |
| | 実習免除あり | 3820054-2210022-4 |

※ 指定番号は変更になる場合があります。

- ・ 受講開始日は「学習の手引き」等の発送日となり、「入学手続きのご案内」でお知らせします。
- ・ 受講修了(予定)日は2024年11月30日です。
- ・ 教育訓練経費(学費)の20%(最大1年分)に相当する額がハローワークより支給されます。
参考:実習免除なしの場合51,400円、実習免除ありの場合40,000円
- ・ 申請手続きおよび給付は課程修了後となり、ハローワークにて行います。
- ・ 入学後制度利用の有無を確認し、課程修了後に必要書類を発行します。

<短期養成課程>

- ・ 「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。

| | |
|------|-------------------|
| 指定番号 | 3810004-1620011-9 |
|------|-------------------|

※ 指定番号は変更になる場合があります。

- ・ 受講開始日は「学習の手引き」等の発送日となり、「入学手続きのご案内」でお知らせします。
- ・ 受講修了(予定)日は2023年12月31日です。
- ・ 教育訓練経費(学費)の50%(修了後資格を取得し1年以内に被保険者として雇用された場合70%)に相当する額がハローワークより支給されます。
参考:実習免除なしの場合162,500円(227,500円)
実習免除ありの場合115,000円(161,000円)
- ・ 申請手続きは、受講開始前(原則として1ヶ月前まで)にハローワークにて行います。
- ・ 申請には訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要がありますので、余裕をもって手続きすることをおすすめします。出願前でも手続きは可能です。
- ・ 入学後制度利用の有無を確認し、入学から半年後および修了後に必要書類を発行します。

■ 貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」
- ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等
- 母子父子寡婦福祉資金貸付(最寄りの地方公共団体の福祉担当窓口にお問い合わせください)

〔学習内容〕

■ 学習概要

通信課程では、以下3つを履修します。

1. レポート(テキスト学習)

- 学習計画に沿ってレポートを提出し、添削指導を受けます。
- カリキュラムの全科目(履修免除科目を除く)について合格点(100点満点で60点以上)を得ることで履修認定します。不合格(59点以下)の場合は再提出となり、別途手数料が必要です。
- レポートは、手書きの場合は本学の指定原稿用紙、パソコンの場合は指定する書式設定で作成します。
- 学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受付ます。

2. スクーリング(面接授業)

- スクーリングでは、講義を通して直接指導を受け、科目試験を行います。
- カリキュラムの全科目(履修免除科目を除く)に出席し、科目試験に合格することで履修認定します。科目試験不合格(59点以下)の場合は再試験となり、別途手数料が必要です。実習免除者は、「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習指導」の受講が免除されます。
- 欠席した場合は、翌年のスクーリング日程での再履修となり、別途手数料が必要です。

3. ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習

- 入学時に指定施設での実務経験が1年未満の方は、「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習」の履修が必要です。
- 精神保健福祉に関する専門知識や援助技術、関連知識を学びます。
- 実習は本学院が指定する施設において、合計210時間(27日間)以上実施します。精神科病院等の医療機関にて90時間(12日間)以上、障害福祉サービス事業所等にて120時間(15日間)以上行います。
- 各実習施設における1日あたりの実習時間により、カリキュラム規定時間数を満たさない場合には、上記実習日数に1日追加して実施します。
- 入学時に実習の一部免除を認められた方については、障害福祉サービス事業所等の実習時間のうち60時間(8日間)の実習が免除されます。よって、精神科病院等の医療機関にて90時間(12日間)以上、障害福祉サービス事業所等にて60時間(8日間)以上の実習を行います。
- 実習は、スクーリング「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習指導(実習前)」受講後の<一般養成課程>は1月~8月、<短期養成課程>は9月~11月の間で行います。
- 実習前には実習施設へ訪問し、実習指導者と打ち合わせや事前準備をし、実習期間中には、本学院の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

実習は、実習休日を除いて連続して行います。2か所の施設はそれぞれ別の時期に期間を設けて行います。週1~3日や1週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。

実習についての希望調査は入学後に行いますが、実習実施についてすべてが希望通りになるには限りません。実習施設の受け入れ状況等の都合により、お住まいの地域に実習受け入れ施設がない場合には、その他の地域の実習施設となります。

実習の休日等は、実習施設の日程に合わせます。休日等を含めると、実習期間は上記以上にかかります。

上記内容をふまえ、実習履修が可能であるか、あらかじめ職場やご家族等のご理解を得たうえで、お願いいただくようお願いいたします。

■ 学習計画

すべてのカリキュラムを履修し、本課程を修了することにより、精神保健福祉士の国家試験受験資格が与えられます。修業年限で修了できなかった場合、在籍可能期間は4年間です。

<一般養成課程>

1. カリキュラム(2024年度以降国家試験対応新カリキュラム)

| 科目名 | スクーリング (面接授業) | レポート | | 実習 |
|----------------------------|------------------|------|-------------------------|-------------------------|
| | | 回数 | 提出時期 | |
| 医学概論 | — | 1回 | 2024年8月 | — |
| 心理学と心理的支援 | — | 1回 | 2024年9月 | — |
| 社会学と社会システム | — | 1回 | 2024年6月 | — |
| 社会福祉の原理と政策 | — | 2回 | 2023年5月、7月 | — |
| 地域福祉と包括的支援体制 | — | 2回 | 2023年7月、11月 | — |
| 社会保障 | — | 2回 | 2024年2月、4月 | — |
| 障害者福祉 | — | 1回 | 2023年9月 | — |
| 権利擁護を支える法制度 | — | 1回 | 2024年9月 | — |
| 刑事司法と福祉 | — | 1回 | 2024年2月 | — |
| 社会福祉調査の基礎 | — | 1回 | 2024年6月 | — |
| 精神医学と精神医療 | 6時間 | 2回 | 2023年5月、7月 | — |
| 現代の精神保健の課題と支援 | 6時間 | 2回 | 2023年7月、9月 | — |
| ソーシャルワークの基盤と専門職 | 3時間 | 1回 | 2023年5月 | — |
| 精神保健福祉の原理 | 6時間 | 2回 | 2023年11月、 2024年2月 | — |
| ソーシャルワークの理論と方法 | 6時間 | 2回 | 2023年9月、11月 | — |
| ソーシャルワークの理論と方法(専門) | 6時間 | 2回 | 2024年4月、8月 | — |
| 精神障害リハビリテーション論 | 3時間 | 1回 | 2023年11月 | — |
| 精神保健福祉制度論 | 3時間 | 1回 | 2024年4月 | — |
| ソーシャルワーク演習 | 3時間 | 1回 | 2023年9月 | — |
| ソーシャルワーク演習(専門) | 9時間 | 3回 | 2024年2月、4月、 6月 | — |
| ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ | 9時間 | 3回 | 2023年11月、 2024年4月、8月 | — |
| ソーシャルワーク実習 | — | — | — | 医療機関 90時間 (12日間) |
| | | | | 福祉施設 120時間 (15日間) |

2. スクーリング(面接授業)日程

| | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| スクーリング科目 | 第1回：2023年9月16日～18日(3日間) 第2回：2023年10月14日、15日(1日半) 第3回：2024年8月10日～13日(4日間) |
| ソーシャルワーク実習指導 ※実習が必要な方のみ | 実習前：2023年12月9日(1日) 実習後：2024年8月14日(半日) |

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

3. ソーシャルワーク実習

| | |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ソーシャルワーク実習 (210 時間) | 実習時期 : 2024 年 1 月～8 月 実習時間 : 医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間) |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

<短期養成課程>

1. カリキュラム(2023 年度国家試験対応現行カリキュラム)

| 科目名 | スクーリング (面接授業) | レポート | | 実習 |
|----------------------------|------------------|------|----------------------|---------------------------|
| | | 回数 | 提出時期 | |
| 精神疾患とその治療 | 6 時間 | 2 回 | 5 月、7 月 | — |
| 精神保健の課題と支援 | 6 時間 | 2 回 | 7 月、9 月 | — |
| 精神保健福祉相談援助の基盤(専門) | 3 時間 | 1 回 | 9 月 | — |
| 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 | 12 時間 | 4 回 | 5 月、7 月、 9 月、11 月 | — |
| 精神保健福祉に関する制度とサービス | 6 時間 | 2 回 | 9 月、11 月 | — |
| 精神障害者の生活支援システム | 3 時間 | 1 回 | 11 月 | — |
| 精神保健福祉援助演習(専門) | 6 時間 | 2 回 | 5 月、7 月 | — |
| 精神保健福祉援助実習指導 ※実習が必要な方のみ | 9 時間 | 3 回 | 7 月、9 月、11 月 | — |
| 精神保健福祉援助実習 | — | — | — | 医療機関 90 時間 (12 日間) |
| | | | | 福祉施設 120 時間 (15 日間) |

2. スクーリング(面接授業)日程

| | |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| スクーリング科目 | 第 1 回 : 2023 年 7 月 15 日～17 日(3 日) 第 2 回 : 2023 年 8 月 11 日～14 日(4 日) |
| 精神保健福祉援助実習指導 ※実習が必要な方のみ | 実習前 : 2023 年 8 月 15 日(1 日) 実習後 : 2023 年 12 月 9 日(半日) |

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

3. 精神保健福祉援助実習

| | |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 精神保健福祉援助実習 (210 時間) | 実習時期 : 2023 年 9 月～11 月 実習時間 : 医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 120 時間(15 日間) |
| 一部実習免除者 精神保健福祉援助実習 (150 時間) | 実習時期 : 2023 年 9 月～11 月 実習時間 : 医療機関にて 90 時間(12 日間) 障害福祉サービス事業所等にて 60 時間(8 日間) |

■ 基礎科目について

社会福祉士(登録見込み含む)でない方が短期養成課程に入学する場合、学校において社会福祉に関する基礎科目をすべて履修している必要があります。入学年によって科目名や科目数が異なりますので、下記を参照のうえ、履修された学校で「基礎科目履修証明書」(P23)の発行を受けてください。

入学年が2012年3月以前の方は、本学院ホームページ「募集要項」精神保健福祉学科の各種提出様式から該当する入学年の様式をダウンロードして使用ください。

<基礎科目および読替の目安>

○ 2012年4月からの入学者に適用

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)

| 基礎科目名 | 読替の目安 | |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 人体の構造と機能及び疾病 | 医学一般、医学概論、医学知識、人体の構造・機能・疾病 | この3科目についてはいずれか1科目履修していること |
| 心理学理論と心理的支援 | ①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目 | |
| 社会理論と社会システム | ①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目 | |
| 現代社会と福祉 | 社会福祉、福祉政策、社会福祉政策 | |
| 地域福祉の理論と方法 | ①地域福祉 ②地域福祉及びコミュニティワーク又はコミュニティソーシャルワークのうちのいずれかの2科目 | |
| 社会保障 | 社会保障制度、社会保障サービス | |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 公的扶助、生活保護、生活保護制度 | |
| 福祉行財政と福祉計画 | 福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画、社会福祉計画のうちのいずれかの2科目 | |
| 保健医療サービス | ①保健医療、保健医療制度、医療制度 ②医療福祉、医療ソーシャルワーク | |
| 権利擁護と成年後見制度 | ①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目 | |
| 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 障害者福祉、障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児・者福祉、障害児・者福祉制度、障害児・者福祉サービス、精神保健福祉論 | |
| 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) | 相談援助の基盤と専門職、社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職、相談援助 | |
| 精神保健福祉援助演習(基礎) | 相談援助演習、相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、ソーシャルワーク演習、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉演習 | |

○ 2009年4月から2012年3月までの入学者に適用

精神保健福祉士法第7条第2号(平成20年厚生労働省告示第308号)

| 基礎科目名 | 読替の目安 | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 人体の構造と機能及び疾病 | 医学一般、医学概論、医学知識 | この3科目についてはいずれか1科目履修していること |
| 心理学理論と心理的支援 | ①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目 | |
| 社会理論と社会システム | ①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目 | |
| 社会保障 | 社会保障制度、社会保障サービス | |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 公的扶助、生活保護、生活保護制度 | |
| 福祉行財政と福祉計画 | 福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画の2科目 | |
| 保健医療サービス | 保健医療、保健医療制度、医療制度 | |
| 権利擁護と成年後見制度 | ①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目 | |
| 精神保健福祉援助技術総論 | 社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク | |

○ 2009年3月31日までの入学者に適用
 精神保健福祉士法第7条第2号(平成10年厚生省告示第9号)

| 基礎科目名 | 読替の目安 | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 社会福祉原論 | 社会福祉原理論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論 | |
| 社会保障論 | 社会保障概論、社会保障 | この3科目についてはいずれか1科目履修していること |
| 公的扶助論 | 公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護 | |
| 地域福祉論 | 地域福祉 | |
| 精神保健福祉援助技術総論 | 社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーク原論、ソーシャルワーク論、ソーシャルワーク | |
| 医学一般 | 医学概論、医学知識 | |
| 心理学 | ①心理学概論 ②臨床心理学と発達心理学をともに履修していること | この3科目についてはいずれか1科目履修していること |
| 社会学 | ①社会学概論 ②家族社会学と地域社会学をともに履修していること | |
| 法学 | ①法学概論、法律学 ②憲法、民法及び行政法を履修していること | |

■ 相談援助業務の実務経験とは

認められる相談援助業務の実務経験の範囲(第24回国家試験の相談援助業務の範囲)は、下記および次頁からの表のとおりとなっています【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】。

ここに示す施設種類および職種に1年以上従事されていなければ、実務経験の対象となりません(厚生労働大臣が個別に認める場合を除く)。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける病院および施設等にて確認ください。

<相談援助の業務について>

1. 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活への適応に必要な訓練その他の援助を行なうことである。そのため、国家試験受験に必要な1年以上の実務経験は、下記の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間のおおむね5割以上従事することが要件です。

(1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

(2) 精神障害者に対する助言や指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について積極的な提案や誘導

(3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃や洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族や学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行なうための関係者との連絡や調整等

ケースカンファレンス等の会議への出席、ケース記録等の関係書類の整理、職員間の申し送りや連絡および調整、関係機関との連絡や調整

2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合には保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。保護者が精神障害者の場合に保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。

< 従業期間の計算方法 >

実務経験の対象となる指定施設と雇用関係を有し、常勤(労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である方も含む)で従事した期間を通算して計算するものとする。

< 実務経験の対象となる指定施設の範囲 >

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|------------|--------------|-------|
| 精神科病院 | 精神科ソーシャルワーカー | A0001 |
| | 医療ソーシャルワーカー | A0002 |
| 精神保健福祉センター | 精神保健福祉相談員 | A0003 |
| | 社会福祉士 | A0004 |
| | 精神科ソーシャルワーカー | A0005 |
| | 心理判定員 | A0006 |

○ 児童福祉法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 | |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|-------|
| 障害児通所支援事業を行なう施設(医療型児童発達支援を除く)(児童デイサービスであった期間を含む) | 児童発達支援 | 相談援助業務に従事する職員 | A0101 |
| | 放課後等デイサービス | 相談援助業務に従事する職員 | A0102 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 相談援助業務に従事する職員 | A0103 |
| | 保育所等訪問支援 | 相談援助業務に従事する職員 | A0104 |
| 乳児院 | 児童指導員 | A0105 | |
| | 保育士 | A0106 | |
| | 家庭支援専門相談員 | A0107 | |
| 児童養護施設 | 児童指導員 | A0108 | |
| | 保育士 | A0109 | |
| | 家庭支援専門相談員 | A0110 | |
| | 職業指導員 | A0111 | |
| 福祉型障害児入所施設(知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む) | 児童指導員 | A0112 | |
| | 保育士 | A0113 | |
| | 児童発達支援管理責任者 | A0114 | |
| | 職業指導員 | A0115 | |
| | 心理指導担当職員 | A0116 | |
| 児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設) | 児童指導員 | A0117 | |
| | 保育士 | A0118 | |
| | 家庭支援専門相談員 | A0119 | |
| 児童相談所 | 児童福祉司 | A0120 | |
| | 受付相談員 | A0121 | |
| | 相談員 | A0122 | |
| | 電話相談員 | A0123 | |
| | 児童心理司 | A0124 | |
| | 児童指導員 | A0125 | |
| | 保育士 | A0126 | |
| 母子生活支援施設 | 母子支援員 | A0127 | |
| | 少年を指導する職員 | A0128 | |
| 障害児相談支援事業を行なう施設 | 相談支援専門員 | A0129 | |
| 児童自立支援施設 | 児童自立支援専門員 | A0130 | |
| | 児童生活支援員 | A0131 | |
| | 職業指導員 | A0132 | |
| 児童家庭支援センター | 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 | A0133 | |
| 児童自立生活援助事業を行なう施設 | 相談援助業務を行なう指導員 | A0134 | |

○ 地域保健法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|-----------|--------------|-------|
| 保健所 | 精神保健福祉相談員 | A0201 |
| | 社会福祉士 | A0202 |
| | 精神科ソーシャルワーカー | A0203 |
| | 心理判定員 | A0204 |
| 市町村保健センター | 精神保健福祉相談員 | A0205 |
| | 社会福祉士 | A0206 |
| | 精神科ソーシャルワーカー | A0207 |
| | 心理判定員 | A0208 |

○ 医療法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|--------------------------------------------------|--------------|-------|
| 病院／診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) | 精神科ソーシャルワーカー | A0301 |
| | 医療ソーシャルワーカー | A0302 |

○ 生活保護法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|-------------------------------------------------|---------------|-------|
| 救護施設 | 生活指導員 | A0401 |
| 更生施設 | 生活指導員 | A0402 |
| 被保護者就労支援事業を行なう事業所 | 就労支援員 | A0403 |
| 被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所 | 就労支援員 | A0404 |
| | 被保護者就労準備支援担当者 | A0405 |
| | 相談支援に従事する者 | A0406 |
| 就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業) | 就労支援員 | A0407 |

○ 地方自治体

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|---------------------------|--------------|-------|
| 市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 | 精神保健福祉相談員 | A0501 |
| | 社会福祉士 | A0502 |
| | 精神科ソーシャルワーカー | A0503 |
| | 心理判定員 | A0504 |
| 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 | 精神保健福祉相談員 | A0505 |
| | 社会福祉士 | A0506 |
| | 精神科ソーシャルワーカー | A0507 |
| | 心理判定員 | A0508 |
| 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 | 精神保健福祉相談員 | A0509 |
| | 社会福祉士 | A0510 |
| | 精神科ソーシャルワーカー | A0511 |
| | 心理判定員 | A0512 |

○ 生活困窮者自立支援法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|---------------------------|-----------|-------|
| 生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関 | 主任相談支援員 | A0601 |
| | 相談支援員 | A0602 |
| | 就労支援員 | A0603 |
| | 家計改善支援員 | A0604 |
| | 就労準備支援担当者 | A0605 |
| 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 | 主任相談支援員 | A0606 |
| | 相談支援員 | A0607 |
| | 就労支援員 | A0608 |
| | 家計改善支援員 | A0609 |
| | 就労準備支援担当者 | A0610 |

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------------------|-----------|-------|
| 生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所 | 主任相談支援員 | A0611 |
| | 相談支援員 | A0612 |
| | 就労支援員 | A0613 |
| | 家計改善支援員 | A0614 |
| | 就労準備支援担当者 | A0615 |

○ 社会福祉法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 福祉事務所 | 査察指導員 | A0701 |
| | 身体障害者福祉司 | A0702 |
| | 知的障害者福祉司 | A0703 |
| | 老人福祉指導主事 | A0704 |
| | 現業員 | A0705 |
| | 家庭児童福祉主事 | A0706 |
| | 家庭相談員 | A0707 |
| | 面接員に担当する職員 | A0708 |
| | 婦人相談員 | A0709 |
| | 母子・父子自立支援員 | A0710 |
| | 母子・父子自立支援プログラム策定員 | A0711 |
| | 就業支援専門員 | A0712 |
| | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 | A0713 |
| | 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 | A0714 |
| 都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 | 専門員 | A0715 |
| 市町村社会福祉協議会 | 福祉活動専門員 | A0716 |
| | 相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 | A0717 |

○ 知的障害者福祉法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|------------|----------|-------|
| 知的障害者更生相談所 | 知的障害者福祉司 | A0801 |
| | 心理判定員 | A0802 |
| | 職能判定員 | A0803 |
| | ケース・ワーカー | A0804 |

○ 法務省設置法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|---------|-------|
| 保護観察所 | 社会復帰調整官 | A0901 |
| | 保護観察官 | A0902 |

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------------|-------------|-------|
| 広域障害者職業センター | 障害者職業カウンセラー | A1001 |
| 地域障害者職業センター | 障害者職業カウンセラー | A1002 |
| | 職場適応援助者 | A1003 |
| 障害者就業・生活支援センター | 主任就業支援担当者 | A1004 |
| | 就業支援担当者 | A1005 |
| | 生活支援担当職員 | A1006 |

○ 売春防止法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|------------|-------|
| 婦人相談所 | 相談指導員 | A1101 |
| | 判定員 | A1102 |
| | 婦人相談員 | A1103 |
| 婦人保護施設 | 入所者を指導する職員 | A1104 |

○ 刑事収容施設法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|----------|-------|
| 刑事施設 | 刑務官 | A1201 |
| | 法務教官 | A1202 |
| | 法務技官(心理) | A1203 |
| | 福祉専門官 | A1204 |

○ 少年院法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|----------|-------|
| 少年院 | 法務教官 | A1301 |
| | 法務技官(心理) | A1302 |
| | 福祉専門官 | A1303 |

○ 少年鑑別所法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|----------|-------|
| 少年鑑別所 | 法務教官 | A1401 |
| | 法務技官(心理) | A1402 |

○ 更生保護事業法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|----------|-------|
| 更生保護施設 | 補導に当たる職員 | A1501 |
| | 福祉職員 | A1502 |
| | 薬物専門職員 | A1503 |

○ 発達障害者支援法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|-------------|-------------|-------|
| 発達障害者支援センター | 相談支援を担当する職員 | A1601 |
| | 就労支援を担当する職員 | A1602 |

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 | |
|----------------------------------|---------------------|---------------|-------|
| 障害福祉サービス事業 | 生活介護を行う施設 | 生活支援員 | A1701 |
| | | サービス管理責任者 | A1702 |
| | 自立訓練を行う施設 | 生活支援員 | A1703 |
| | | サービス管理責任者 | A1704 |
| | 就労移行支援を行う施設 | 生活支援員 | A1705 |
| | | 就労支援員 | A1706 |
| | | サービス管理責任者 | A1707 |
| | 就労継続支援を行う施設 | 生活支援員 | A1708 |
| | | サービス管理責任者 | A1709 |
| | 就労定着支援を行う施設 | 就労定着支援員 | A1710 |
| | | サービス管理責任者 | A1711 |
| | | 相談援助業務に従事する職員 | A1712 |
| | 自立生活援助を行う施設 | 地域生活支援員 | A1713 |
| | | サービス管理責任者 | A1714 |
| | | 相談援助業務に従事する職員 | A1715 |
| 短期入所を行う施設 | 相談援助業務に従事する職員 | A1716 | |
| 重度障害者等包括支援を行う施設 | 相談援助業務に従事する職員 | A1717 | |
| 共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む) | 相談援助業務に従事する職員 | A1718 | |
| 地域生活支援事業 | 日中一時支援事業を行なっている施設 | 相談援助業務に従事する職員 | A1719 |
| | 障害者相談支援事業を行なっている施設 | 相談援助業務に従事する職員 | A1720 |
| | 障害児等療育支援事業を行なっている施設 | 相談援助業務に従事する職員 | A1721 |

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|-------------------------------------------|---------------|-------|
| 一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む) | 相談支援専門員 | A1722 |
| 特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む) | 相談支援専門員 | A1723 |
| 障害者支援施設 | 生活支援員 | A1724 |
| | 就労支援員 | A1725 |
| | サービス管理責任者 | A1726 |
| 地域活動支援センター | 指導員 | A1727 |
| 福祉ホーム | 管理人 | A1728 |
| 基幹相談支援センター | 相談援助業務に従事する職員 | A1729 |

○ 介護保険法

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|------------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 地域包括支援センター | 包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く) | A1801 |

○ 職業安定所

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|----------|------------------|-------|
| 公共職業安定所 | 精神障害者雇用トータルサポーター | A1901 |
| | 発達障害者雇用トータルサポーター | A1902 |

○ その他

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設 | 地域体制整備コーディネーター | A2001 |
| | 地域移行推進員 | A2002 |
| アウトリーチ事業、 アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設 | 相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く) | A2003 |
| 第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人 | 第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者 | A2004 |
| 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 | 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行なっている者 | A2005 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設 | スクールソーシャルワーカー | A2006 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設 | 相談員 | A2007 |
| ひきこもり地域支援センター | ひきこもり支援コーディネーター | A2008 |
| 地域生活定着支援センター | 相談援助業務に従事する職員 | A2009 |
| ホームレス自立支援事業を行なう施設 | 生活相談指導員 | A2010 |
| 地域若者サポートステーション | 相談援助業務に従事する職員 | A2011 |
| 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 | 支援コーディネーター | A2012 |

○ 現在廃止事業の分野

| 施設(事業)種類 | 職 種 | コード番号 |
|---------------------|---------------|-------|
| 精神障害者地域生活援助事業を行なう施設 | 世話人 | 001 |
| 精神障害者社会復帰施設 | 精神障害者社会復帰指導員 | 002 |
| | 管理人 | 003 |
| 知的障害者援護施設 | 生活支援員 | 004 |
| 児童デイサービス | 相談援助業務に従事する職員 | 005 |

入学願書記入例

2023年度 精神保健福祉学科
入 学 願 書

| | |
|--------|-------|
| ※ 学籍番号 | |
| ※ 受付番号 | |
| ※ 受付日 | 年 月 日 |

| | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------|
| 志望課程 (該当項目に○を付けてください) | <input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)一般養成課程 <input checked="" type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)短期養成課程 | | 願書作成日 2022年12月15日 | |
| 出願区分 (該当項目に○を付けてください) | <input type="checkbox"/> 1次募集 <input type="checkbox"/> 2次募集 <input checked="" type="checkbox"/> 3次募集 <input type="checkbox"/> 4次募集 <input type="checkbox"/> 5次募集 | | <input checked="" type="checkbox"/> 学習概要および実習について理解しました。 | |
| フリガナ | シコク ハナコ | | | |
| 氏名 | 四国 花子 ^① (旧氏名) | | | |
| 生年月日 | 西暦 1986年 11月 6日 (36 歳) | 性別 | 女 | |
| 現住所 | 〒 799 - 0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10 | | | |
| 連絡先 | 携帯 | 080 - **** - **** | 自宅 | 0896 -24 - 1000 |
| | メール | info@rwf.ac.jp | | |
| 勤務先 | 設置主体(法人名) | | 勤務先名称 | |
| | 社会医療法人 RWF | | 瀬戸内ホスピタル | |
| | 職種 | 所在地 | | |
| | 医療 ソーシャルワーカー | 〒 794-0020 愛媛県今治市****0000 電話(0898-24-****) | | |
| ^② 最終学歴 | 学校名 | 修業年限 | 学部・学科・専攻 | |
| | 〇〇福祉大学 | 4 年制 | 社会福祉学科 2009年 3月 <u>卒業</u> 卒業見込 | |
| ^③ 職歴 | 勤務期間 | | 勤務先 | |
| | 2019年 4月 ~ 2018年 3月 | | 社会医療法人 RWF 瀬戸内ホスピタル | |
| ^④ 資格・免許 | 名称 | 取得機関 | 取得年月日 | |
| | 社会福祉士 | 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター | 2009年 3月 23日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| 一般養成課程 入学資格要件 (該当項目に○を付けてください) | <input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業[○見込み] (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年[○見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業+実務経験1年[○見込み] <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業+実務経験2年[○見込み] <input type="checkbox"/> 実務経験4年[○見込み] | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉士登録者[○見込み] (+ <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験1年[○見込み]) <input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業[○見込み] (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年[○見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制福祉系短期大学等卒業+実務経験1年[○見込み] <input type="checkbox"/> 2年制福祉系短期大学等卒業+実務経験2年[○見込み] | | | |
| | 既修得科目読替 (該当項目に○を付けてください) | 希望する | 学院出身者 ^⑤ 家族優遇制度 (該当項目に○を付けてください) | |
| | *希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。 | <u>希望しない</u> | *該当者は、入学学科・入学年度・氏名を必ず記入ください。 | |
| 短期養成課程 入学資格要件 (該当項目に○を付けてください) | <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉士登録者[○見込み] (+ <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験1年[○見込み]) <input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業[○見込み] (+ <input type="checkbox"/> 実務経験1年[○見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制福祉系短期大学等卒業+実務経験1年[○見込み] <input type="checkbox"/> 2年制福祉系短期大学等卒業+実務経験2年[○見込み] | | | |
| 既修得科目読替 (該当項目に○を付けてください) | 希望する | 学院出身者 ^⑤ 家族優遇制度 (該当項目に○を付けてください) | 入学学科 | |
| *希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。 | <u>希望しない</u> | *該当者は、入学学科・入学年度・氏名を必ず記入ください。 | 入学年度 | |
| 志望の動機 | ソーシャルワーカーとしてのスキルアップのため、精神保健福祉士の資格を取得したいと考えます。 | | | |
| | | 氏名 | 四国 花美 | |



左記を参考にし、太枠内を記入ください

①氏名
現在の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、旧氏名も記入ください。

②最終学歴
入学資格に該当する学校名を記入ください。

③職歴
直近の勤務先について記入ください。

④資格・免許
保健、福祉、医療に関する資格を取得している方は、取得年月日と取得機関を記入ください。

⑤学院出身者・家族優遇制度
該当者(P6)は、入学学科および入学年度、氏名(家族優遇制度該当者のみ)を記入ください。

⑥写真
運転免許証サイズ(3 cm×2.4 cm)の証明写真を用意し、裏面に氏名をご記入のうえ貼付ください。

実務経験申告書・証明書(個票)記入例

【精神保健福祉学科】

※交付番号

(1) 実務経験申告書

①

四国中央医療福祉総合学院長 殿

2022 年 12 月 1 日

申告者

フリガナ シコク ハナコ

氏名 四国 花子

④

住所 愛媛県四国中央市中之庄町
1684-10

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書を添えて申告いたします。

※ 裏面記載に際しての注意事項を併せて確認し、「実務経験証明書(個票)」にて認められる実務経験を記入ください。

| ② 所属している(していた) 病院・機関・施設名 | ② 施設種類 職 種 | ③ 従業期間 | ④ 証明権者 (病院・機関・施設等の代表者) |
|--------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------|
| 社会医療法人 RWF 瀬戸内ホスピタル | 精神科病院 医療 ソーシャルワーカー | 2021 年 12 月 1 日 ~ 2022 年 12 月 1 日 (1 年 0 ヶ月) | 社会医療法人 RWF 理事長 佐藤次郎 |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |

—お願い—

(1)申告書と(2)証明書の記載内容は一致させてください。

訂正は、二重線を引き、押印のうえ訂正ください。

(1)実務経験申告書

すべて申告者本人が記入ください。
同法人内での異動も、施設名や施設種類、職種が異なる場合は、分けてご記入ください。

(2)実務経験証明書(個票)

すべて証明する病院・機関・施設の方が記入ください(役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません)。

1 施設 1 職種ごとに証明が必要です。証明する施設や職種が複数の場合は、コピーして使用ください。

①「見込み」の場合

両方の様式をコピーし、右上空欄に朱書きにて(見込み)に加え、提出時点の就業期間を記入ください。

入学資格要件に必要な就業期間を満たした時点で、改めて提出ください。

②施設種類・職種

<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(P12~16)の該当する名称で記入ください。その他の名称は認められません。

③従業期間

必要以上の実務経験を証明する必要はありませんが、入学資格要件を満たす期間を記入ください。

④証明権者

証明をうける病院・機関・施設代表者名を記入ください。

⑤コード番号記載欄

<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(P12~16)のコード番号を確認のうえ、該当する施設種類と職種が一致するコード番号を記入ください。

⑥代表者・役職印

証明をする代表者(理事長・病院長・施設長・課長等)の記名押印をお願いします。

【精神保健福祉学科】

※交付番号

(2) 実務経験証明書(個票)

①

四国中央医療福祉総合学院長 殿

※証明権者の方へのお願いは、

「施設種類」および「職種」欄は、厚生労働省(P12~16)の「施設(事業)等種類」および「職種」に該当する名称で記入ください。該当しない名称や略称の場合、実務経験として認められません。

その値、不明な場合は、裏面に記載に際しての注意事項をご覧ください。

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|
| フリガナ | シコク ハナコ | 生年月日(年齢) |
| 氏名 | 四国 花子 | 1986 年 11 月 6 日生(満 36 歳) |
| 施設・事業所の名称 | (法令上の施設種別名) 社会医療法人 RWF 瀬戸内ホスピタル | |
| 施設(事業)等種類 | (法令上の職種名) 精神科病院 | |
| ② 職 種 | 医療ソーシャルワーカー | |
| ③ 従業期間 | 2021 年 12 月 1 日から 2022 年 12 月 1 日まで(1 年 0 ヶ月) | |
| | ⑤ コード番号 記載欄 | A 0002 |
| 上記の者は、上記施設・事業所および施設・事業の種類、職種にて「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っている職員」である(あった)事を証明いたします。 | | |
| 証 明 日 | 2022 年 12 月 1 日 | |
| 所 在 地 | 愛媛県今治市****0000 | |
| 病院・機関・施設名 | 社会医療法人 RWF 瀬戸内ホスピタル | |
| 電 話 番 号 | 0898 - 24 - **** | |
| ⑥ 病院・機関・施設 代 表 | 社会医療法人 RWF 理事長 佐藤 次郎 | |

理
事
長
印

2023年度 精神保健福祉学科 入学願 書

| | |
|--------|-------|
| ※ 学籍番号 | |
| ※ 受付番号 | |
| ※ 受付日 | 年 月 日 |

| | | | | | | |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|------|---------------|
| 志望課程 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small> | <input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)一般養成課程 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程)短期養成課程 | | 願書作成日 | | | |
| | | | 年 月 日 | | | |
| 出願区分 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small> | <input type="checkbox"/> 1次募集 <input type="checkbox"/> 2次募集 <input type="checkbox"/> 3次募集 <input type="checkbox"/> 4次募集 <input type="checkbox"/> 5次募集 | | <input type="checkbox"/> 学習概要および実習について理解しました。 | | | |
| フリガナ | | | | | | |
| 氏名 | (旧氏名) | | | | | |
| 生年月日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 (歳) | 性別 | |
| 現住所 | 〒 - | | | | | |
| 連絡先 | 携帯 | | | 自宅 | | |
| | メール | | | | | |
| 勤務先 | 設置主体(法人名) | | 勤務先名称 | | | |
| | | | | | | |
| | 職種 | | 所在地 | | | |
| | | | 電話() | | | |
| 最終学歴 | 学校名 | | 修業年限 | 学部・学科・専攻 | | |
| | | | 年制 | 年 月 卒業・卒業見込 | | |
| 職歴 | 勤務期間 | | 勤務先 | | | |
| | 年 | 月 | ～ | 年 | 月 | |
| | 年 | 月 | ～ | 年 | 月 | |
| 資格・免許 | 名称 | | 取得機関 | 取得年月日 | | |
| | | | | 年 月 日 | | |
| | | | | 年 月 日 | | |
| 一般養成課程 入学資格要件 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small> | <input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業[☐見込み] (+☐実務経験1年[☐見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業+実務経験1年[☐見込み] <input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業+実務経験2年[☐見込み] <input type="checkbox"/> 実務経験4年[☐見込み] | | | | | |
| 短期養成課程 入学資格要件 <small>(該当項目に☑を付けてください)</small> | <input type="checkbox"/> 社会福祉士登録者[☐見込み] (+☐実務経験1年[☐見込み]) <input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業[☐見込み] (+☐実務経験1年[☐見込み]) <input type="checkbox"/> 3年制福祉系短期大学等卒業+実務経験1年[☐見込み] <input type="checkbox"/> 2年制福祉系短期大学等卒業+実務経験2年[☐見込み] | | | | | |
| 既修得科目読替 <small>(該当項目に○を付けてください)</small> | 希望する | 学院出身者・ 家族優遇制度 <small>(該当項目に○を付けてください)</small> | 該当する | 入学学科 | 学科 | |
| | 希望しない | | | 該当しない | 入学年度 | 年度 |
| | *希望者は、シラバスおよび成績証明書を添付ください。 | | | 氏名 | | *家族優遇制度該当者は記入 |
| 志望の動機 | | | | | | |

写 真
① 3cm×2.4cm
② 裏面に氏名を記入後全面のり付け

小論文用紙

※ 受付番号

| | |
|-----|--------------|
| 氏 名 | 生 年 月 日 (年齢) |
| | 年 月 日生 (満 歳) |

| |
|------|
| ※ 評価 |
| |

| | |
|-----------------------------|------------------------------------------------|
| 志 望 課 程 (該当項目に☑を付けてください) | <input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程) 一般養成課程 |
| | <input type="checkbox"/> 精神保健福祉学科(通信課程) 短期養成課程 |

| | |
|----|---------------------------------------------|
| 課題 | 志望する動機と精神保健福祉士としての将来の課題を800字から1,000字以内で述べよ。 |
|----|---------------------------------------------|

| | |
|--|----|
| | 1 |
| | |
| | |
| | |
| | 5 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 10 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 15 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | 20 |

| |
|-------|
| ※受付番号 |
|-------|

実務経験申告書

四国中央医療福祉総合学院長 殿

年 月 日

申 告 者

フリカ ナ

氏 名

(印)

住 所

私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、以下のとおりですので、代表者等の証明書を添えて申告いたします。

※ 裏面<記載に際しての注意事項>を先に確認し、「実務経験証明書(個票)」にて証明される実務経験をご記入ください。

| 所属している(していた) 病院・機関・施設名 | 施設種類 | 従業期間 | 証明権者 (病院・機関・施設等の代表者) |
|---------------------------|------|-----------------------------|-------------------------|
| | 職 種 | | |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |
| | | 年 月 日 ~ 年 月 日 (年 ヶ月) | |

<記載に際しての注意事項>

1. 「実務経験申告書」は、すべて申告者本人が記入ください。
2. 「見込」の場合は、本用紙をコピーし、右上空欄に朱書きにて、(見込)と加え、従業期間は提出時点の期間をご記入ください。入学資格要件に必要な従業期間を満たした時点で、改めて、「実務経験証明書(個票)」とともに提出ください。
3. 同法人内での異動も、施設名や施設・事業の種類が異なる場合は、分けて記入ください。
4. 「所属している(していた)病院・機関・施設名」は、「実務経験証明書(個票)」の「施設・事業所の名称」と一致させてください。
5. 「施設種類・職種」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲> (P12~16)に該当する職種で記入ください。
6. 「従業期間」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>に該当する職種での従業期間を記入ください。必要以上の実務経験を申告する必要はありませんが、入学資格要件を満たす期間を申告ください。
7. 「証明権者」は、証明を受ける病院・機関・施設代表者名を記入ください。
8. 上記のすべては「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致させてください。
9. 申告内容を訂正する場合は、二重線を引き、申告者の押印により訂正ください。

実務経験証明書(個票)

四国中央医療福祉総合学院長 殿

<証明権者の方へのお願い>

「施設種類」および「職種」欄は、募集要項(P12～16)の「施設(事業)種類」および「職種」に該当する名称でご記入ください。該当しない名称や略称の場合、実務経験として認められません。
 その他、ご不明な点がございましたら、裏面<記載に際しての注意事項>をご覧ください。

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------|
| フリガナ | | 生年月日(年齢) |
| 氏名 | | 年 月 日生(満 歳) |
| 施設・事業所の名称 | (法令上の施設種別名) | |
| 施設(事業)等種類 | (法令上の職種名) | |
| 職種 | | |
| 従業期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(年 カ月) | |
| | | コード番号 記載欄 |
| <p>上記の者は、上記施設・事業所および施設・事業の種類、職種にて「精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている職員」である(あった)事を証明いたします。</p> | | |
| <p>証 明 日 年 月 日</p> | | |
| <p>所 在 地</p> | | |
| <p>病院・機関・施設名</p> | | |
| <p>電 話 番 号</p> | | |
| <p>病院・機関・施設 代 表 者</p> | | <p>役職印</p> |

<記載に際しての注意事項>

1. 「実務経験証明書(個票)」は、すべて証明する病院・機関・施設の方が記入ください(役職印以外は、ゴム印や印刷したものでも差し支えありません)。なお、出願者本人が記入したものは無効となります。
2. 「見込」の場合は、本用紙をコピーし、右上空欄に朱書きにて(見込)と加え、従業期間は提出時点の期間を記入ください。入学資格要件に必要な従業期間を満たした時点で、改めて作成をお願いいたします。
3. 同法人内での異動も、施設名や施設・事業の種類、職種が異なる場合は、それぞれに証明が必要です。証明する施設種類や職種が複数の場合は、本用紙をコピーして使用ください。
4. 「施設(事業)種類」および「職種」は、募集要項の<実務経験の対象となる指定施設の範囲>(P12~16)の該当する名称で記入ください。その他の略称は認められません。
5. 「従業期間」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>に該当する職種での従業期間を記入ください。必要以上の実務経験を証明する必要はありませんが、入学資格要件を満たす期間を証明ください。
6. 上記の内容は、すべて「実務経験申告書」の記載内容と一致させてください。
7. 「コード番号記載欄」は、<実務経験の対象となる指定施設の範囲>のコード番号をご覧いただき、該当する施設種類と職種が一致するコード番号を記入ください。
8. 証明内容を訂正する場合は、二重線を引き、証明権者の押印により訂正ください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)

| フリガナ | | 生 年 月 日 | |
|---------|---------------------------------------------------------------------|---------|--------------|
| 氏 名 | | 年 月 日 | |
| 基 礎 科 目 | | 履修状況 | 大学等における履修科目名 |
| 1 | 人体の構造と機能及び疫病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム ※上記、3科目の内1科目を履修していること | | |
| 2 | 現代社会と福祉 | | |
| 3 | 地域福祉の理論と方法 | | |
| 4 | 社会保障 | | |
| 5 | 低所得者に対する支援と生活保護制度 | | |
| 6 | 福祉行財政と福祉計画 | | |
| 7 | 保健医療サービス | | |
| 8 | 権利擁護と成年後見制度 | | |
| 9 | 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | | |
| 10 | 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) | | |
| 11 | 精神保健福祉援助演習(基礎) | | |

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当学校において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学 校 代 表 者 氏 名

公印

(注)履修科目が異なる場合において、募集要項10～11ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについては、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

精神保健福祉士法第7条第2号(平成20年厚生労働省告示第308号)

| フリガナ | | | 生 年 月 日 |
|---------|---------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| 氏 名 | | | 年 月 日 |
| 基 礎 科 目 | | 履修状況 | 大学等における履修科目名 |
| 1 | 人体の構造と機能及び疫病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム ※上記、3科目の内1科目を履修していること | | |
| 2 | 社会保障 | | |
| 3 | 低所得者に対する支援と生活保護制度 | | |
| 4 | 福祉行財政と福祉計画 | | |
| 5 | 保健医療サービス | | |
| 6 | 権利擁護と成年後見制度 | | |
| 7 | 精神保健福祉援助技術総論 | | |

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当大学において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学校代表者氏名

公印

(注)履修科目が異なる場合において、募集要項10ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについては、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

精神保健福祉士法第7条第2号(平成10年厚生省告示第9号)

| フリガナ | | 生年月日 | |
|------|--------------------------------------------------|-------|--------------|
| 氏名 | | 年 月 日 | |
| 基礎科目 | | 履修状況 | 大学等における履修科目名 |
| 1 | 社会福祉原論 | | |
| 2 | 社会保障論 公的扶助論 地域福祉論 ※上記、3科目の内1科目を履修していること | | |
| 3 | 精神保健福祉援助技術総論 | | |
| 4 | 医学一般 | | |
| 5 | 心理学 社会学 法学 ※上記、3科目の内1科目を履修していること | | |

(注)履修状況欄には、履修済みの科目に○印を付してください。

上記の者は、当学校において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

学 校 名

学校代表者氏名

公印

(注)履修科目が異なる場合において、募集要項11ページの<基礎科目およびの読替の目安>にないものについて
は、その履修科目の内容がわかるものを添付してください。

社会福祉士「相談援助実習」履修証明書

| | | |
|-------------|---------|---------------|
| フリガナ | | 生年月日 |
| 氏名 | | 年 月 日 |
| 学校における履修科目名 | 履修状況 ※1 | 相談援助実習 実時間 ※2 |
| | | 時間 |

(※1) 履修状況欄には、履修し単位を取得していれば○印を付してください。

(※2) 相談援助実習 実時間欄には、相談援助実習を行った実際の時間数を記入してください。

上記の者は、当学校において社会福祉士「相談援助実習」を履修し、修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

学校名

学校代表者氏名

公印

学校(社会福祉士養成課程等)において社会福祉士「相談援助実習」を履修し、休日等を除いた実実習時間数が法に定める実習時間数を越えている者については、精神保健福祉士「ソーシャルワーク(精神保健福祉援助)実習」のうち、精神科病院等の医療機関以外の実習を60時間免除するものである。

**A 入学検定料 振込証明書
貼付台紙**

**振込証明書
貼付欄**

(振込先)
愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737
コード番号
6: 一般養成課程(精神保健福祉学科)
7: 短期養成課程(精神保健福祉学科)

※ ゆうちょ銀行からの送金は、ゆうちょ口座をお持ちでなければ利用できません。

入学検定料10,000円の「振込証明書」を貼付してください。

銀行ATM発行の受領書やネット銀行の振込明細等でも差し支えありません。

氏名の前ご出願の課程のコード番号を入力ください。

(切り取り不要)

B 写真票

| | | |
|------|---|----|
| 受付番号 | ※ | 氏名 |
|------|---|----|

写真貼付欄
(縦3cm×横2.4cm)
(上半身、無帽、無背景)
3ヵ月以内に撮影
のもので、裏面に
氏名を記入してく
ださい。

*入学後、こちらの写真で学生証を作成します。
上部を軽く貼り付けてください。

本票の記入方法

本票の作成は、次の手順により行ってください。

1. 左端のミシン目でページ全体を切り取る。
2. A に入学選考料の「振込証明書」を貼付する。
3. B に学生証用の写真(縦3cm・横2.4cm・裏面に氏名記入)を貼付し、太枠に氏名を記入する。
4. C・Dは、通知を希望する方のみ、宛名を記入し、切手を貼付する。
5. A～Dは切り離さず、その他出願書類に同封する。

※印欄は学院使用欄です。

(切り取り不要)

(切り取り不要)

郵便はがき

切手
貼付

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| □ | □ | □ | - | □ | □ | □ | □ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

住所

氏名

様

2023年度四国中央医療福祉総合学院
精神保健福祉学科入学選考

C 入学願書受付通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ、63円切手を貼付してください。

※ 受付番号

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

(切り取り不要)

郵便はがき

切手
貼付

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| □ | □ | □ | - | □ | □ | □ | □ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

住所

氏名

様

2023年度四国中央医療福祉総合学院
精神保健福祉学科入学選考

D 入学手續完了通知

通知を希望される方は、宛名を記入のうえ、63円切手を貼付してください。

※ 受付番号

学校法人RWFグループ
四国中央医療福祉総合学院

C 入学願書受付通知

出願者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、本学院精神保健福祉学科通信教育課程入学選考にご出願いただき、誠にありがとうございます。受付完了をお知らせいたします。

合否通知到着(各募集区分受付期間最終日より10日以内に発送)まで、しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

敬目

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程 事務局

受付印

(切り取り不要)

D 入学手続完了通知

出願者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

入学金等の納入が確認できましたので、入学手続完了をお知らせいたします。

4月 日()の学習の手引き等発送までしばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。

入学までに何かご不明な点がございましたら、お手数ですが、本学院までご連絡いただきたく存じます。

敬具

四国中央医療福祉総合学院
通信教育課程 事務局
電話番号 0896-24-1000

確認印

取り戻すに取って下さる

四国中央医療福祉総合学院 (A) ■ (電信扱) ■
振込依頼書 【入学検定料】

(取扱店保管)

| | | | |
|----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|----------|
| 依頼日 | 年月日 | 手数料 | |
| 振込先銀行 | 愛媛銀行 三島支店 | 金額 | ¥10,000- |
| 預金種目口座番号 | 普通預金 5079737 | | |
| 受取人口座名 | <small>アールダグループ</small> 学校法人 R W F グループ | | |
| 学 科 | ※コード番号 | ※志望課程コード番号 | |
| | | 6 : 一般養成課程 (精神保健福祉学科) 7 : 短期養成課程 (精神保健福祉学科) | |
| フリガナ | | | |
| 氏 名 | | | |
| 住 所 | 〒 | | |
| | TEL () - | | |



手数料は本人負担でお願いいたします。
 取扱金融機関へのお願い
 (1) 太枠内を打電してください。
 (2) 志望課程のコード番号を氏名の頭部に打電してください。
 (3) 取扱銀行の収納印を①・②・③の3カ所に押印のうえ (B)・(C) 票を依頼人にお渡しください。

(受付金融機関→依頼人→本学院)

四国中央医療福祉総合学院 (B)
振込証明書 【入学検定料】

(入学願書貼付用)

| | | | |
|------|---------------|--|--|
| 依頼日 | 年月日 | | |
| 金額 | ¥10,000- | | |
| 取引銀行 | 愛媛銀行 三島支店 | | |
| 受取人 | 学校法人 RWF グループ | | |
| 氏 名 | | | |

※この証明書は、入学願書に貼付してください。



(受付金融機関→依頼人)

四国中央医療福祉総合学院 (C)
振込受領書

(本人保管)

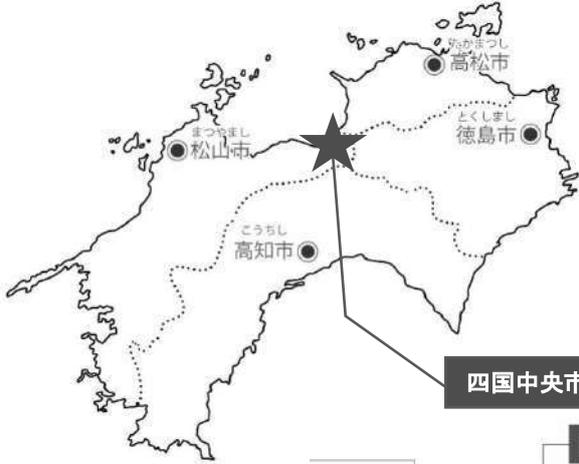
| | | | |
|------|---------------|-----|--|
| 依頼日 | 年月日 | 手数料 | |
| 金額 | ¥10,000- | | |
| 取引銀行 | 愛媛銀行 三島支店 | | |
| 受取人 | 学校法人 RWF グループ | | |
| 氏 名 | | | |

※この受領書をもって入学検定料の領収書とします。



■ スクーリング会場案内図

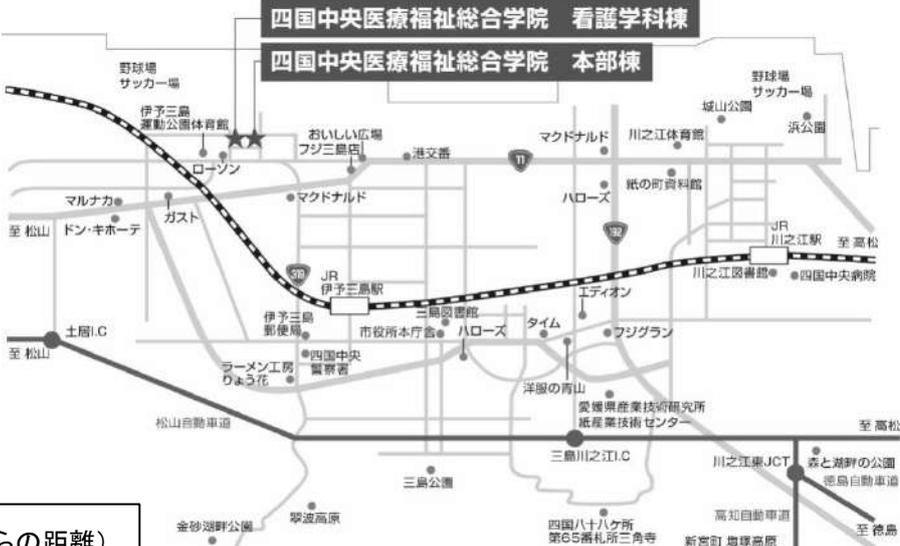
四国中央医療福祉総合学院 本部棟
〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10



四国中央市

海と山に囲まれ、温暖な気候と自然に恵まれた四国中央市は、JR・高速道路からのアクセスの良い、利便性に富んだ土地柄です。

| | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 交通アクセス | 鉄道を利用した場合 | 駐車場隣接 |
| | ■ JR 伊予三島駅より徒歩 約 10 分 | |
| | 自動車を利用した場合 | |
| | ■ 松山 IC 約 60 分 ■ 高松西 IC 約 45 分 ■ 高知 IC 約 50 分 ■ 徳島 IC 約 70 分 | |



四国中央医療福祉総合学院 看護学科棟
四国中央医療福祉総合学院 本部棟

近隣宿泊施設(本学院からの距離)

- ホテルリブマックス伊予三島(1 km)
TEL:0896-23-2011
- ホテル グランフォーレ(2.5 km)
TEL:0896-23-3355
- ビジネスホテルマイルド(2.5 km)
TEL:0896-24-3090
- スーパーホテル四国中央(5 km)
TEL:0896-22-9000

周辺拡大図



■ 個人情報の取り扱いについて

出願にあたって本学院が取得した個人情報は、個人情報保護法に基づき厳重かつ適正に管理し、以下の目的にのみ使用いたします。また、ご本人の承諾なしに第三者へ開示、提供することはありません。

<使用目的>

- ① 出願処理
- ② 入学選考および選考結果通知
- ③ 入学手続きとそれに付随する事項を円滑に行う目的
- ④ 入学後の書類送付および事務連絡

学校法人 RWF グループ
四国中央医療福祉総合学院

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

* お気軽にお問い合わせください *

TEL 0896-24-1000

MAIL info@rwf.ac.jp



募集要項サイト